

吹田市消防本部

消防用設備等設置指導等に

関する質疑応答集

令和7年10月

吹 田 市 消 防 本 部

総 務 予 防 室 予 防 グループ

第1編 消防用設備等の設置

第1章 消火設備

- 第1節 消火器
- 第2節 屋内消火栓設備
- 第3節 スプリンクラー設備
- 第4節 水噴霧消火設備等

第2章 警報設備

- 第5節 自動火災報知設備
- 第6節 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第7節 非常警報設備

第3章 避難設備

- 第8節 避難器具
- 第9節 誘導灯

第4章 消防用水

- 第10節 消防用水

第5章 消火活動上必要な施設

- 第11節 排煙設備
- 第12節 連結散水設備
- 第13節 連結送水管
- 第14節 非常コンセント設備

第2編 その他

第6章 その他

- 第15節 非常電源
- 第16節 用途判定
- 第17節 設置単位・用途変更
- 第18節 普通階判定
- 第19節 特例適用
- 第20節 特定共同住宅等
- 第21節 事務処理
- 第22節 その他

※ 法令等の改正により回答内容が変更される場合があります。
また、建築物の構造等によって防災上の安全性の向上のため、
別途指導を行うこともあります。

平成24年5月1日 制定
令和7年10月1日 改正